

# 令和7年度すこやか基金助成事業申請の流れ

## 【申請書類】

- ① 別記第1号様式 すこやか基金助成金交付申請書
- ② 別記第1号様式関係 事業計画書
- ③ 購入したい物品の見積書とカタログ



・郵送 ・メール ・県社協へ持込

県社協にて審査を行い、決定団体には  
「別記第2号様式 すこやか基金助成金交付決定通知書」を送付  
(不採用だった場合にも別途通知書をお送りします)



【助成金の概算払いが必要】



【助成金の概算払いが不要】

- ①別記第6号様式 概算払申請書
  - ②別記第5号様式 交付請求書
  - ③通帳の写し
- ※団体代表者名義の通帳に限ります  
④交付決定通知書の写し

- (1) 物品の購入
  - (2) 実績報告 提出
- ①別記第3号様式 事業実績報告書
  - ②別記第3号関係様式 事業実績報告書
  - ③購入物品の写真
  - ④領収書の写し

県社協助成金の振込

「別記第4号 交付確定通知書」送付

- (1) 物品の購入
  - (2) 実績報告 提出
- ①別記第3号様式 事業実績報告書
  - ②別記第3号関係様式 事業実績報告書
  - ③購入物品の写真
  - ④領収書の写し

- ①別記第5号様式 交付請求書
  - ②通帳の写し
- ※団体代表者名義の通帳に限ります

「別記第4号 交付確定通知書」送付

県社協助成金の振込

終了

終了

## ※必要に応じて※

実際に備品等を購入した際の金額が、交付決定の金額を下回った場合、助成金は減額となります。その場合には、「別記第7号様式 交付変更申請書」と「別記第7号様式関係 事業変更計画書」を提出してください。提出後、変更承認通知書を送付します。

## 【その他の注意事項】

①分割払いで購入した物品や、申請時に記載していない備品については対象外です。

②助成金により購入した物品には、シールを貼ったうえで写真を撮ってください。

※備品等の機能を害さない程度の大きさで、なるべく目立つ場所に表示してください。



← 交付決定通知に同封しています